

三里塚平和塔に関する声明書

一、平和塔建立の意義―三つの趣旨・五つの目的

一九六七年末結成された三里塚平和塔奉賛会は、空港全体の指命を制する四〇〇〇メートル主滑走路南端の地点を選んで、高さ二十二メートル、直径十三メートルの平和塔を、堅固に建立し、これを護持し、平和的・民主的手段を尽して、新東京国際空港反対の運動をそのまわりに推し進めてきました。

奉賛会は新空港建設に反対する現地農民・周辺住民・全国民主・平和勢力を中心として構成され、更に空港建設もやむを得ないとして真剣に生き残ることを求めてきた人々をもふくめて組織されたものであります。

従って、当初平和塔建立を志した三つの趣旨は、

一、此の四〇〇〇メートル級大型空港の軍事的利用を絶対に許さないこと。

二、空港用地・騒音激甚地域からやむを得ず移転しなければなくなるものを含んで、現地・周辺農民の土地と生活と権利を守ること。

三、周辺住民に襲いかかる航空機騒音等耐え難い公害から郷土とくらしを守ること。

以上三点に要約できます。これらは又、三里塚芝山連合空港反対同盟が組織された当初にかかげた三目標と完全に一致するものであります。

三里塚平和塔が完成したのは一九六九年七月六日（アジア不再戦記念日の前日）であります。その建立は、一九六七年秋彼岸結願の日に、日本山妙法寺によって提唱され、同年十一月中旬、反対同盟実行委員会総会で満場一致を以て支持され、その後芝山町岩山部落の農民を中心として準備会を設立、翌年四月二十九日（沖縄デーの翌日）日本山妙法寺山主藤井日達猊下大導師のもとに起工式を挙行、その後満二年、会員の募金と、純粋な勤労奉仕によって前述の通り落成したものであります。

奉賛会がかかげた平和塔建立の目的は、次の五項目であります。

第一に、この平和塔は、空港闘争における地元農民、周辺住民、全国の民主・平和勢力の統一と団結を象徴する、団結の塔として。

第二に、アジア不再戦の誓いの塔として。

第三に、ベトナム人民支援、平和愛好諸国人民の友好と国際連帯の意思表示の塔として。

第四に、太平洋戦争、特に原水爆の犠牲者をはじめ、あらゆる戦争犠牲者、平和運動の中でたおれた人々の犠牲供養塔として。

第五に、空港反対闘争勝利の記念塔として建立されたものであります。

二、仏舍利塔としての特別の意義

更にこの平和塔のもつ特別な宗教的意義があります。それは、日本山妙法寺大僧伽山主藤井日達猊下の御誓願のもとに、全国・全世界に展開されている、「仏舍利塔建立」という世界平和のための仏教諸宗統一運動の一環として提唱され、その第二十六番目に建立されたものであり、その塔頂には、釈迦牟尼世尊の真身舍利を奉安した、全世界仏教徒の尊崇、礼拝する仏舍利塔としての意義であります。

三、三里塚芝山連合空港反対同盟について

今日、新東京国際空港の周辺地方自治体、同議会、政党、部落会等の中で、この空港の開港を物理的に阻止できるという想定のもとに、周辺住民の生活と権利と郷土を守るための具体的措置を無視して徒らに、「開港絶対阻止」を煽り続けているものはありません。このことは外来暴力挑発集団と、それに結びついた反対同盟の一部幹部が、既に、住民の生活を守ること、その意志を反映することもできなくなり全く孤立してしまったことを端的に示すものといえます。

平和塔奉賛会ははじめ、それを支えて結集するわたしたち一同は、かつて反対同盟が、その運動の中に外来暴力挑発分子を導入、逆に全国の民主・平和勢力の主要な部分を排除し、全体の不団結をもたらしたことによって、同盟が当初にかかげた「民主・平和勢力の広汎な統一と団結のもとに、平和的・民主的手段を尽して世論を動員し、反人民、独占奉仕の新空港建設計画の押しつけをはねかえし、これを包囲し、建設を阻止する」という、空港反対運動の基本方針を見失い、現地農民を徒らに暴力対決、実行行動の一途に追いこみ、自ら決定的な損害を招くにいった全経過に責任を負うべきであると考えます。

奉賛会はこの経過の中で、くりかえし、反対同盟に対し本来の基本目標に立ちかえり、運動の中に統一と団結を恢復するよう提唱し、同盟の反対運動の建てなおいしを呼びかけてきました。

それにもかかわらず、反対同盟一部幹部は、その誤った方針に固執し、暴力対決、玉砕戦術を農民に押しつけ、凶暴な国家権力が、「土地収用法」、「特別措置法」、「強制代執行法」など反動諸法を発動してくるなかで、同盟の目的にかかげた現地・周辺農民の土地と生活と権利を守るため、何一つ具体的な措置を講じてきませんでした。その結果、同盟傘下の農民はくりかえし、展望のない激突行為にかりたてられ、その都度甚々しい生活破壊と圧迫を受け、今は開港を目前に控え、「飛行機が飛んで見ねばどうしてよいか分からない」と途方にくれています。

わたしたちは、今こそ、現地・周辺のすべての関係農民及び周辺住民に対し、わたしたちがかちとった、平和を守り、農民の土地と生活を守り、住民を公害から守るたたかいの勝利の成果を快く分つとともに、彼等が今後長期にわたるたたかいを継続発展させるために、速やかに外来暴力挑発分子との関係を絶って、改めて平和塔奉賛会と共同行動を起こすことを提唱するものであります。

四、われわれ共同のたたかいの成果

平和塔奉賛会は平和的・民主的空港建設阻止の大衆運動が、暴力挑発分子の介入によって破壊されたのち、会の立場を支持する農民組合、三里塚空港から郷土とくらしを守る会、及び全国の民主・平和勢力とともに当初から基本目標としてたたかってきた前掲の三項目の趣旨と五つの目的の具体的追求をはかり、大きな成果を勝ち取りました。

その第一は、わたしたちの共同のたたかいが、空港反対運動の統一と団結を恢復し、長期にわたる今後の闘争を発展させる基礎を打ちたてたことであります。わたしたちが、人民におしつけられた独占奉仕の国際空港建設の計画に対し、平和的・民主的手段を尽し、これを阻止するためには、何よりも広汎な人民の団結と統一した力が必要であつたことを教訓として学びとることができた反面、外来挑発分子を、「新左翼」「同盟軍」などと規定し、これを受け入れ、分裂策動を許した反対同盟一部幹部の誤ちは、対照的に多大の損害を与えている事実を確認します。

農民が、第二次強制代執行にたちむかった際、反対同盟一部幹部が引き入れた挑発分子の煽動で、警官殺害事件をひきおこしたことなどから、その後、青年行動隊や、反対同盟に致命的な損害が及んだことは、その鮮明な証左であります。

第二は、わたしたちのたたかいが、平和を守る上で大きな勝利を収めたことであります。しかもこの勝利は民主的手段によるたたかいにおける、典型的な勝利として、永久に記念されるべきものであります。

奉賛会が、日米安保条約が存在し、(相模補給廠より戦車・兵員輸送車等の搬出のための道路使用にみられるように)米軍地位協定が有効に働いている中でも、新空港は絶対に軍事的に利用させないという担当大臣、公団総裁、県知事連盟の解約をとりつけたことは今後あらゆる分野で、安保廃棄をめざし、空港その他民間施設の軍事利用に反対するたたかいの大きな土台を築いたものといえます。

更にわたしたちの共同のたたかいでの具体的な成果として、銚子VORTAC軍共用航路標識の廃止と、「百里基地エーリヤ」の北方への押しあげ、MACチャーター機の受け入れ拒否、(羽田もこれに準ず)を明確にさせ

ることができたことは、この種公害闘争で、初歩的な勝利であります。

第三は、三里塚平和塔が、平和・友好・国際連帯の運動推進のために、大きな役割を果たしたことであります。ベトナム・スリランカ等、アジア仏教国代表の訪問、インドシナの平和と正義のための、宗教者世界集会や、第十八回原水爆禁止世界大会参加の外国代表を現地に迎えての交流集会をはじめ、アメリカのベトナム侵略、軍事冒険の拡大を糾弾、三里塚空港から侵略機を飛ばさないという世論を高め、毎年、原水爆禁止国民平和行進を受け入れ、七・七アジア不再戦記念日、八・六原爆記念日等の行事を通じ、平和・友好・国際連帯運動の前進に寄与することができました。

第四は、平和塔に関する土地収用委員会の公開審理の中で、収用委員会が緊急裁決をしながら、国家権力が最後まで平和塔に、強制代執行の手を下すことができなかったことに明らかに示されているように、わたしたちは、「日本列島改造計画」のための権力側の武器である、「土地収用法」「特別措置法」「強制代執行法」などを遂に無用の長物たらしめることができました。

この原則的勝利は、全国と同様な農民闘争・住民闘争への大きな激励となりました。

第五は、三里塚農民組合と平和塔奉賛会の協力による農民の土地と生活と権利を守るためのたたかいの成果であります。

過去一年余に及ぶ、収用委員会公開審議、対県知事・対政府・公団交渉の中で、わたしたちは、代替地の要求については、(1)対等面積、(2)希望する代替地、(3)移転費の正確な評価、(4)移転後の生活相談、など誠意を以て当てることを約束させ、特に、(5)騒音地域に住むものについても、税金問題を含んで、敷地内のもものと基本的に同じ扱いとする、(6)又、生活上保障されていた諸権利、既得権については、それを充分尊重し、その権利を失う場合は正当な補償を行うことなどの合意をかちとりました。

第六は、三里塚空港から郷土とくらしを守る会、三里塚農民組合及び他の民主・平和諸団体とともに奉賛会が共同でかちとった、航空機騒音等空港公害をたたかう上での、原則的な勝利であります。

騒音等公害対策では、(1)国・県・公団の対策が、独占企業奉仕に過ぎず、全然科学的根拠のないものであったことを認めさせ、(2)法律改正等・長期対策をふくみ、住民の側に立って、発生源で規制するなどの原則を承認させ、(3)具体的には、不十分ながら騒音コンターの作製、(4)それに基づく騒音激甚ゾーンの拡大、(5)騒音対策委員会の民主化、(6)補償対策、防音対策、監視対策、等の方向を確認させ、(7)夜間飛行禁止時間帯の設定、(8)資料の公開、などについても原則的に、運輸大臣、公団総裁、県知事をして認めさせることができました。

以上のべたこれらの成果は、今後更に具体化し、拡大させ、実行を監視してゆくことが必要であります。

五、今後の運動の展望

反対同盟一部幹部の誤った指導のもとで、空港反対運動は、外来暴力挑発集団の介入によって大きな損害を受けました。しかし、平和塔奉賛会をはじめ、私たちのたたかいの成果を基礎とする限り、運動の統一と団結の恢復は速やかに可能であり、新生・再建することができます。ここにたたかいの前途に、明らかな展望を持つことができます。

その意味からも、真のたたかいの勝利はこれからです。

平和塔は、こうした原則的成果を更に具体的なものとし、それを拡大してゆくためにも、永久に存在し続けねばなりません。

たとえ開港を若干遅らせることはできても、これを物理的に阻止することができると、期待することは、過去

一年有余の経過と、現実に相応しません。このことが万人の目に明らかとなった今日、これまでたまたった成果を拡大定着させる上でも、わたしたちの、共同のたまたかいの発展の中で、公団総裁の平和塔奉賛会に対する「平和塔遷座」の申し入れを受け入れることは、わたしたちが、騒音対策委員会に積極的に参加して介入して、住民の立場に立ち、郷土とくらしを守るために奮闘することともに、重要な意義をもっています。

平和塔が遷座再建されることは、平和塔建立の意義、目的に叶うものであります。

平和塔はこのような長期にわたる今後の住民闘争のために不動の拠点となるでしょう。

六、結 語

過去一年にわたる対県知事・対政府・公団交渉を中間的に総括し、右に述べた意義、経過、成果を確認し、運動の展望をもって、奉賛会は九月八日、総会を開いて公団総裁の申し入れを受け入れることを決定し、手続きとして、日本山妙法寺山主藤井日達猥下から、平和塔と日本山妙法寺三里塚道場移築を了承する公団総裁宛の返書を発信していただくよう要請しました。

この返書発信の日を以てわたしたちは、運輸大臣、公団総裁、知事の奉賛会長に対する約定書を発効せしめることとします。

三里塚平和奉賛会

支持署名団体

日本山妙法寺三里塚道場

三里塚農民組合

三里塚空港から郷土とくらしを守る会

民主青年同盟現地闘争本部

安保破棄中央実行委員会 三里塚現地闘争本部

安保破棄千葉県実行委員会

安保破棄中央実行委員会

一九七二年九月二十一日

千葉県成田市東三里塚二一四ノ二

三里塚平和塔奉賛会

会長 佐藤行通